

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 雇用保険の新制度スタート

Q : 雇用保険の新制度がスタートしたようですが、どのような制度でしょうか。

A : 離職理由により給付日数が異なる仕組みになるほか、雇用保険料率が1000分の15.5になります。

【解説】

平成13年から雇用保険制度が大きく変わり、次のような改正が行われます。(2)は平成13年1月、それ以外は平成13年4月の実施です。

(1) 基本手当の給付体系

離職理由により給付日数が異なる仕組みになり、倒産、解雇等により離職した場合には、手厚い給付日数となります。

(2) 育児休業・介護休業給付の率

育児休業給付及び介護休業給付の給付率が休業前賃金の40%に引き上げられます。

(3) 雇用保険料率

保険料率が原則15.5/1000(事業主負担9.5/1000、労働者負担6/1000)になります。月収約30万円の労働者の場合、労働者・事業主それぞれ約600円/月の増となります。

(4) パートタイム労働者等の適用要件

パートタイム労働者及び登録型派遣労働者の適用基準のうち、年収に係る要件が撤廃されるなど、適用基準が緩和されています。

(5) 再就職手当の給付額

再就職手当の給付額が、支給残日数の3分の1に相当する日数に基本手当日額を乗じて得た額となります。

(6) 離職証明書等の様式変更

